

監査告示第1号

令和2年2月20日

鹿児島市監査委員	内	山	薫
同	小	迫	義仁
同	仮	屋	秀一
同	菌	田	裕之

令和元年度定期監査（第3回財務等監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査対象局部課

市民局	市民文化部	市民協働課	男女共同参画推進課	市民相談センター
		国民年金課	消費生活センター	
環境局	環境部	環境保全課	環境衛生課	
健康福祉局	福祉部	地域福祉課	障害福祉課	吉田保健福祉課
		桜島保健福祉課	松元保健福祉課	郡山保健福祉課
	保健所	保健予防課	北部保健センター	東部保健センター
		西部保健センター	中央保健センター	南部保健センター
産業局	産業振興部	産業政策課	雇用推進課	
	農林水産部	農政総務課	都市農業センター	谷山農林課
建設局	建設管理部	管理課	公園緑化課	河川港湾課
議会事務局		総務課	政務調査課	議事課
教育委員会	管理部	総務課	施設課	美術館

2 監査の期間

令和元年11月29日から令和2年2月20日まで

3 監査の着眼点

令和元年度（令和元年10月31日現在）の財務に関する事務等の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼にし、次の項目を中心に監査を行った。また、今年度は、重点事項として（5）の2項目を監査した。

(1) 収入事務

調定決議書、現金領収帳、収入日計表等の収入事務の状況

(2) 支出事務

予算措置、予算執行、支出負担行為、履行確認、資金前渡事務の処理状況、支払等の支出事務の状況（補助金等の交付事務、委託契約事務の状況については平成30年度分も含む。）

(3) 物品会計事務

備品・物品出納の管理台帳等の整備、備品・物品の保管、在高の確認の状況

(4) 財産管理事務

土地、建物、工作物等の財産を管理する台帳等の整備、建物等の管理、財産の貸付・使用許可の状況

(5) 重点事項

① 行政財産目的外使用許可について

（行政財産目的外使用許可を行っている課等）

② 各種団体への交付金・負担金の支出事務について

（1団体に対して500万円以上の交付金・負担金を交付した課等）

(6) その他

4 監査の方法

本監査は、本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行について、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の結果

各監査項目ともおおむね良好に事務処理等がなされていたが、一部不適切な事項については事務処理等の改善を図るよう、また不備のあったものについては遺漏なきよう関係所属長に指導した。

各局部の監査結果は、次のとおりであった。

(1) 市民局 市民文化部

おおむね良好に事務処理等がなされていた。

(2) 環境局 環境部

行政財産目的外使用料の請求の時期が不適切なものがあった。

[意見]

- ・ 斎場の指定管理者制度の導入については万全な引継ぎを実施するとともに、円滑な管理運営が行われるよう必要な指導助言をされたい。

(3) 健康福祉局 福祉部、保健所

福祉部においては、現金領収帳の領収原簿の記載に不備があるものがあつた。

[意見]

- ・ 障害を理由とする差別に関する相談業務については、相談実績が少ないことも考慮し、障害者基幹相談支援センターとの統合など、より効率的な実施方法について検討されたい。

保健所においては、行政財産目的外使用料の調定の時期及び納入期限日に不適切なものがあつた。

(4) 産業局 産業振興部、農林水産部

産業振興部においては、良好に事務処理等がなされていた。

[意見]

- ・ 今年度から新たに開始した海外販路拡大ステップアップ支援事業については、周知広報を図り事業効果があがるよう努められたい。
- ・ 食肉センターの無償貸し付けについては、引き続き借受人の経営状況等を把握するとともに、収益や経費節減については専門的な見地からの分析も行うなど、効率的な運営について指導されたい。

農林水産部においては、行政財産目的外使用料の調定の時期、納入期限日が不適切なものや、農村広場の設置に関する要綱の記載に不備があるものがあつた。

[意見]

- ・ 農業者経営所得安定対策推進事業及び生産性の高い水田農業確立推進事業に係る補助金については、内部統制の観点から、事業実施主体において適正な事務処理がなされるよう指導されたい。

(5) 建設局 建設管理部

行政財産目的外使用料の請求の時期が不適切なものや、現金領収帳や受託収納内訳書の記載等に不備があるものがあつた。

(6) 議会事務局

良好に事務処理等がなされていた。

(7) 教育委員会 管理部

普通財産貸付契約書の契約期間及び行政財産目的外使用料の納入期限日が不適切なものや、現金領収帳や自動車運行前点検記録表等に不備があるものがあつた。